

資源ごみ [プラスチック製] の出し方

「分ければ資源、混ぜればごみ」

プラ容器を正しく分別しましょう

問合せ先

■住民課環境係 内線 269

プラスチック製容器包装類は、指定された再生処理場に運ばれ、プラスチック再生材料に加工され、さまざまなプラスチック製品にリサイクルされています。

対象収集品目

青色
指定袋



プラマーク表示のあるもの

- 容器包装とは、商品の容器や包装であって、商品が消費されたり、分離された場合に不要になるものをいいます。
- 汚れているとリサイクルできません。汚れているものは、水洗いして出してください。



袋 類

- お菓子・パン・インスタント食品・冷凍食品などの外袋・内袋
- 詰め替え用洗剤・シャンプーなどの袋
- 衣料品などの袋
- レジ袋・米袋(ビニール製)・ビニール袋 など



ボトル類

- ソース・食用油・たれ・ドレッシング・乳酸飲料・つゆなどのボトル
- 洗剤・シャンプー・リンス・ハンドクリームなどの容器
- 薬・化粧品などの容器 など

一度ポンプをはずし容器をすすいでください。



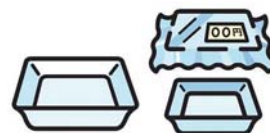
カップ類

- カップめん・プリン・ヨーグルトなどの容器
- 卵パック・豆腐のパック
- マーガリンなどの容器 など



トレイ類

- 生鮮食品・刺身用トレイ
- 持ち帰り用寿司皿・コンビニ弁当などの容器
- 惣菜・和菓子用トレイ など



その他

- ペットボトルに巻いてあるラベル
- ペットボトルのキャップなどプラスチック製のふた
- 果物や野菜のネットや緩衝材
- 発泡スチロール など





学校の塀の点検

近年の大地震では、建物だけでなくブロック塀などが倒壊して死傷者が出るなどの被害が発生しており、倒壊したブロック塀や組積造の塀は、避難や救助活動の妨げにもなっています。

ブロック塀や組積造の塀は、建築基準法によりその構造が定められていますが、建築基準法に適合しないブロック塀や破損・老朽化した塀は、地震のときに倒壊する恐れがあり、大変危険です。

被害を最小限に抑えるためにも、ご自身の所有するブロック塀などの自己点検をお願いします。

所有している塀の自己点検をしましょう

■ ブロック塀や組積造の塀の安全点検のお願い

■ 建設課都市計画係 内線 4 2 1

点検項目

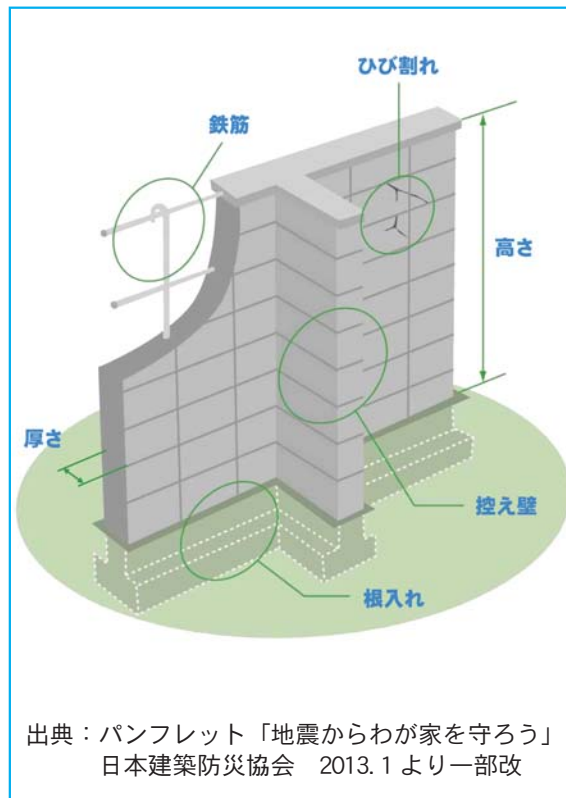
下記の項目をチェックし、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。不適合がある場合や分からないことがあれば、県・土木事務所建築係のほか、建築士などの専門家や施工業者に相談しましょう。

ブロック塀

- 1. 塀の高さは地盤から2.2 m以下か。
- 2. 塀の厚さは10 cm以上か。(塀の高さが2 m超2.2 m以下の場合15 cm以上)
- 3. 塀の長さ3.4 m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。(塀の高さが1.2 m超の場合)
- 4. コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか。
 - ・ 塀の中に直径9 mm以上の鉄筋が、縦横とも80 cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・ 基礎の根入れ深さは30 cm以上か。(塀の高さが1.2 m超の場合)



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 より一部改

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀

- 1. 塀の高さは地盤から1.2 m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4 m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20 cm以上か。

まず、外観で1～5をチェック！
分からないことがあれば専門家に相談しよう



上下水道工事に伴う交通規制のお知らせ

■ 水道課上水道係・下水道係内線223・224

平成30年8月下旬から、平成31年3月にかけて白倉地域の上下水道工事が行われます。

今年度は、金光橋付近から下引田橋北側までの間と上信越自動車

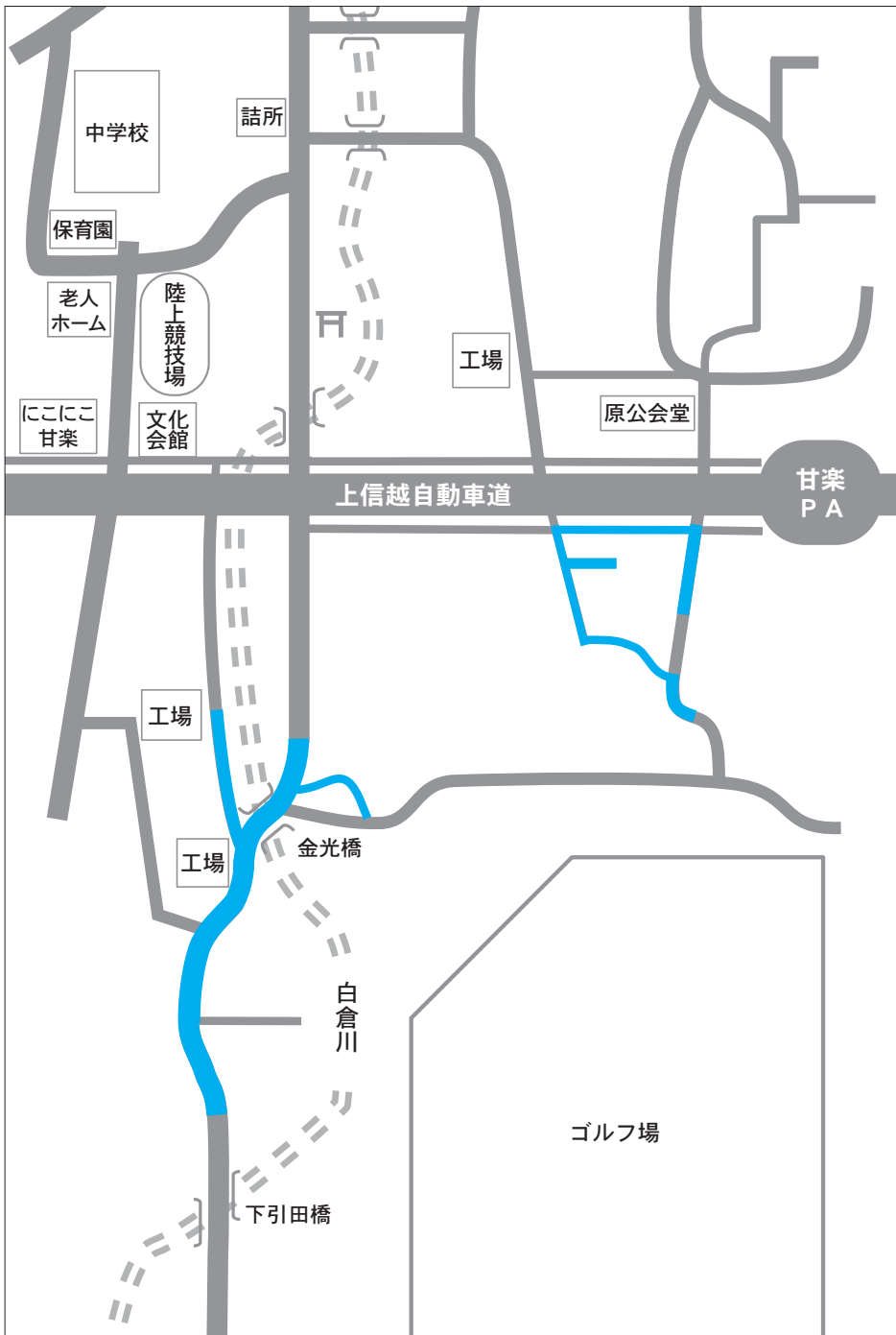
道甘楽パーキングエリアから南西側の地域で工事を行います。

工事期間中、片側通行止め・全面通行止めとなります。皆さんに

は大変ご迷惑をお掛けしますが、

ご理解ご協力をお願いいたします。工事区間につきましては左図のとおりです。

※工事区間は  線です



紹介します

人権擁護委員



松本悟美さん
(造石・再任)
任期
平成30年7月1日
から3年間

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人で全国の各市町村に配置され、人権相談などの活動を行う一番身近な相談相手です。

8月は経済産業省主唱の電気使用安全月間です!

快適ライフは電気安全から!

濡れ手は

使わない時スイッチ OFF!

一般財団法人 関東電気保安協会
KDH
<https://www.kdh.or.jp/>

ぼくは安全エレちゃん

政治家※の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

寄附禁止のルールを守りましょう



①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に対して寄附をすることは、罰則をもって禁止されています。

また、政治家以外の人が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

④後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある人に対して、花輪・供花・香典・祝儀やこれらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、処罰されます。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家名義の寄附を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

⑤暑中見舞などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある人に対して、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状・年賀状など時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある人に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が選挙区内にある人に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

※政治家:立候補予定者や現在公職(衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員および長)にある人

みんなで徹底しよう 三ない運動

地域の運動会・
スポーツ大会への飲食物
などの差入



病気見舞
また、お中元や
お歳暮、お年賀など



入学祝・卒業祝
また、秘書等が
代理で出席する
場合の結婚祝や
葬儀の香典



お祭りへの寄附・差入
また、開店祝などの花輪



町内会の集会・
旅行などの催物への
寸志・飲食物の差入



三ない運動

- ・贈らない!
- ・求めない!
- ・受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

■ 総務課行政係 内線 213

町税滞納者には差押えを実施します

■ 住民課収納係 内線261

税は、私たちが安心して健康な暮らしをするために重要な役割を担っています。福祉や医療、教育、ごみ処理、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

町税を滞納することは、納期内に納付している町民との公平性を欠くこととなります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このことから、町では滞納処分(財産差押え)に取り組んでいます。

職員が戸別訪問します

納税相談などがなく、納期限が過ぎても未納の人には、督促状や催告書などで納付のお願いをしています。それでも未納の人には、町職員および群馬県職員が連携・協力し、自宅や職場を訪問します。



納付(相談)に応じない人には強制処分を行います

支払能力があるにもかかわらず、遊興費・借金や住宅ローンの返済などを優先し、税を納めない人などが、滞納処分(財産差押え)の対象となります。



主な滞納処分
(財産差押え)
の取り組み

◆ 住宅ローン返済優先者に対しては、不動産を差し押さえ、公売します。

◆ 給与所得者に対しては、勤務先に給与照会を行ったうえで、給与を差し押さえます。

◆ 法人および自営業者に対しては、売掛金などを差し押さえます。

◆ 生命保険契約者については、解約請求を行い、払い戻し金や保険金を差し押さえます。

◆ 所得税などの国税還付金については、全て差し押さえます。

滞納処分までの流れ



納税などに困っている人は一人で悩まず早めに相談を

災害や盗難、本人・家族の病気や負傷、事業の廃止や休止などの特別な事情により、納期ごとの納付が著しく困難になった場合は、相談に応じますので、そのまま放置しないで、早めに住民課収納係へご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは納付できない理由をお聞かせください。

善意の紹介

◎山田利和さん(福島)

・ 甘楽町図書館の蔵書として「tupera tupera」の大きなかけ絵本 やさいさん」ほか 全11冊の大型絵本を寄付されました。ら・ら・かんら開館以来、毎年図書購入費用などを寄付していただいています。

善意に深く感謝し、

広く皆さんにお知らせします。

広報の写真撮影にご協力をお願いします

イベントなどで町広報担当係員などが腕章を着けて写真を撮影しています。これらの写真は、広報紙や町ホームページなどに使用しますので、撮影にご協力をお願いします。



■ 利用者は7割以上 ジェネリック医薬品

■ にこにこ甘楽 ☎ (67) 7655 健康課国保係 内線611

使ってみよう！ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品の利用者は毎年増え、国保の平成29年度利用者の割合は71.1%でした。

保険証やおくすり手帳に「ジェネリック医薬品希望シール」を貼ることで、ジェネリック医薬品の処方希望を

しているという意思を医療機関や薬局に伝えることができます。



↑シールは9月中にお届けする新しい保険証に同封します

どのくらい安くなりますか？

ジェネリック医薬品の薬の価格は30%以上、なかには50%以上安くなる場合もあります。

町では年2回、ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性がある人に自己負担額軽減(試算)のお知らせをはがきで郵送しています。

差額計算ができます

日本ジェネリック製薬協会のホームページ「かんたん差額計算」に、処方されている製品名を入力し検索すると、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代を簡単に計算比較することができます。

詳しくは、左記のアドレスまたはQRコードで検索してください。
<http://system.jga.gr.jp/easycalc/>

かんたん差額計算
QRコード↓



ジェネリック医薬品 差額通知コールセンター

ご不明な点がありましたらコールセンターまでお気軽にお問合せください。

フリーダイヤル(通話料無料)
0120(53)0006
問合せ時間

午前9時～午後5時
(土日祝日、年末年始を除く)

■ 国民年金からのお知らせ ■ 住民課住民係 内線264

— 国民年金保険料の納め忘れのある人へ —

後納制度の期限が迫っています

国民年金保険料は、通常納付期限が2年を過ぎると時効により納付することができません。

特例により平成27年10月から3年間に限り、過去5年以内に納め忘れた保険料を納付することができます。平成30年9月で終了します。

後納制度を利用することで年金額を増やしたり、年金の受給ができなかった人が受給資格を得ることができ、この制度を利用するには、申し込みが必要となります。

申し込み後、後納保険料の納付が可能な期間について審査を行い、その結果をお知らせします。審査には時間がかかることがありますので、お早めに相談・申し込みください。

※すでに老齢基礎年金を受け取っている人は申し込みできません。

対象者

- 1 20歳以上60歳未満の人で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある人
- 2 60歳以上65歳未満の人で、任意加入中に納め忘れの期間がある人
- 3 65歳以上の人で年金受給資格がなく任意加入中の人

なお、後納可能な未納期間を有する全ての対象者(平成25年8月から平成28年4月に国民年金保険料の未納期間を有する人)に日本年金機構からお知らせのはがきを送付されています。

【問合せ先】

- ・ 年金加入者ダイヤル ☎ 0570(003)004
- ・ 高崎年金事務所 ☎ 027(322)4299(代表)

問合せの際は、基礎年金番号がわかるものを「用意ください」。



農業者の皆さんへ

農業経営収入保険制度が始まります

平成31年1月から、品目を限定せず、価格低下なども含めた農業者ごとの収入減少を総合的に補てんする「収入保険制度」が導入されます。万一の場合の備えとなる制度です。詳しくは、問合せ先までご連絡ください。

加入対象者

青色申告を行っている農業者（個人・法人）で、加入申請時に1年分の実績があれば加入できます。収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

補償対象

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が補償の対象で、下図のような理由での価格低下を補償します。

<p>自然災害で作付不能・収量減少</p> 	<p>市場価格の低下</p> 
<p>倉庫が浸水して売れない</p> 	<p>けがや病気で収穫ができない</p> 
<p>盗難や運搬中の事故</p> 	<p>取引先が倒産</p> 

補償内容

当年の収入が基準収入の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。補償限度と支払率は複数の割合から、農業者が選択できます。

基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均を基本とします。

補てん金額（5年間の基準収入1,000万円、補償限度9割、支払率9割を選択した場合）

収入減少の程度（保険期間の収入）	補てん金の合計	保険方式（保険金）	積立方式（特約補てん金）	補てん金を含めた保険期間の収入（対基準収入）
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

補てん方法は、「掛け捨ての保険方式」と「掛け捨てとならない積立方式」の組み合わせを基本とし、積立方式への加入は農業者が選択できます。

掛け金

保険料は50%、積立金は75%の国庫補助があります。保険料は掛け捨てですが、積立金は補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

● 例えば：

基準収入1,000万円の農業者が加入した場合
↓32.5万円（保険料7.8万円、積立金22.5万円、事務費2.2万円）を支払えば、万一の場合にも800万円台の収入が確保されます。

【問合せ先】

NOSAIぐんま
 0274(62) 2450
 同本所企画情報課
 027(251) 5631



展示替えされた第一展示室

長岡今朝吉記念ギャラリーでは、甘楽町名誉町民故長岡今朝吉翁コレクション絵画などの展示替えを行いました。

今回は絵画の巨匠30人の作品や人間国宝の木工藝3作品・金工芸1作品(下一覧表)を9月30日まで展示しています。

また、イタリヤ・チエルトルド市との姉妹都市協定締結35周年記念絵画展「イタリヤの友人から届いた贈り物」を8月1日から19日まで開催しています。同市の小・中学生が描いた絵画を展示していきますので、この機会に多くの皆さんがお出かけください。

絵画の巨匠

画家名	作品名	画家名	作品名
梅原 龍三郎	薔薇図	林 武	花
田崎 広助	浅間山	福沢 一郎	牧神とニンフ
鷹山 宇一	海辺の花	野口 彌太郎	風景
宮本 三郎	緑のチュチュ	東郷 青児	婦人
西村 龍介	シテ	小林 和作	海
松本 竣介	少女 (いちぢく)	山口 薫	馬二頭
高光 一也	海	椿 貞雄	桃
野間 仁根	瀬戸内海滞船	高畠 達四郎	プロムナード
児玉 幸雄	パリ風景	柳沢 正人	チエルトルドの夏
東山 魁夷	風景	奥村 土牛	椿
山本 丘人	湖上富士	福田 平八郎	鶯
澤田 政廣	天人	山口 華楊	秋海棠
川合 玉堂	山路ノ春	片岡 球子	花 (喜久)
稗田 一穂	神苑・那智	室井 東志生	鯉
平川 敏夫	富嶽潮音	海老原 喜之助	風景

木工藝

作者名	作品名
人間国宝 須田 賢司	紅梅・黒柿斜線文箱
	黒柿嵌装リコーダー のための箱「星彩」
	楓鳥眼柰拭漆箱「春帆」

金工芸

作者名	作品名
人間国宝 奥山 峰石	打込象嵌花瓶 「野の花」

長岡今朝吉記念ギャラリー

(甘楽町大字小幡 544-2 ☎FAX 0274(74)7575)

開館時間 午前9時～午後5時

(入館は午後4時30分まで)

休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

入館料 無料

※特別展示観覧料 高校生以上/200円

(団体20人以上/150円)

中学生以下/無料



ありがとう シャロン先生

～お別れのメッセージを紹介します～

甘楽町の皆さんへ、
この一年間大変お世話になりました。あつという間
でしたが、この素晴らしい一年間を一生に忘れる
ことはできません。甘楽町はすごくきれいな町
で皆さんは心が温かいので住むのはとても
楽しかったです。この町にいる間、できるだけ
いろんな活動に参加してたくさんな経験が
できました。最後になりますが、甘楽町のみなさんに
この充実した一年間を心より感謝申し上げます。
いつでもニュージーランドに遊びに来てください。
本当にありがとうございました。Sharon Arnold



1年間町の英語教育の充実に努め、児童
と交流を深めてきたALT（英語指導助手）
のシャロン・アーノルド先生（ニュージーラン
ド出身）が1学期で退任しました。



拠点校の新屋小学校では7月20日、退任
式が開かれました（上写真）。シャロン先生
は楽しかった思い出を振り返りあいさつをし
ました。児童を代表して小林未来さん（6
年）がお礼の手紙を読み、金井 湊くん（6
年）が花束を渡しました。シャロン先生は、8
月にニュージーランドへ帰国します。

夏の企画展

井田淳一と生徒たち

富岡市立美術博物館では、甘楽町出身の画家 井田淳一（1940～1998）に光を当てた企画展を開催しています。

県立高等学校の美術教師を務める傍ら生涯学習にも情熱を注ぎ、多くの後進を育てた井田淳一。没後20年の節目を迎え、高校時代に指導を受けたかつての生徒たちの作品も一堂に展示しています。教育者としての人物像に迫ることで、多様な魅力と大きな業績を紹介します。

「時に追われしもの」1987年



会 期 開催中～9月2日（日）
時 間 午前9時30分～午後5時
（入館は午後4時30分まで）

休館日 月曜日
観覧料 一般 300円
65歳以上 200円
大学・高校生 100円
中学生以下 無料

ギャラリートーク
8月19日（日）午後2時



井田淳一

問合せ先

富岡市立美術博物館・
福沢一郎記念美術館
富岡市黒川 351-1
☎ 0274(62)6200

教育委員会からのお知らせ

学校教育課学校教育係 内線511

教育委員会の事業に関する
点検・評価結果を公表します

町教育委員会では、平成29年度に行った事業について、外部の評価委員による点検・評価を実施しました。本町の「教育行政方針」に基づく学校教育および社会教育に関する10の重点項目、99の施策・事業について、3人の委員から評価を受けるとともに、さまざまな意見などをいただきました。

その結果、重点項目ごとの評価（5段階評定）は、平均4.6でした。概ね良好という評価ですが、課題もあることから、今後点検・評価を実施し、外部の評価委員の皆さんの意見を十分考慮しながら、より良い教育委員会活動となるよう努めていきます。

なお、報告書は教育委員会事務局（学校教育課学校教育係）でご覧いただけます。



7月13日、近藤教育長(右)から佐侯議長へ報告書が提出されました

意見・要望など(抜粋)

● 小中9年間を見通し、確かな力を育むべく、児童生徒を主体とした細かい配慮のある施策が随所に成されている。先生方も研修会などを行い、良い指導が行われていると思う。
● 国際理解教育が充実してきた。児童生徒がますます興味をもつ

授業を行ってほしい。
● 幼稚園では、子ども主体の個々の良さを育む工夫ある諸活動が実施されている。

● 学校給食センターの充実した設備のもと、安心安全で子どもたちに期待される給食が提供されている。地産地消を今後も継続し、甘楽町らしい給食を提供してもらいたい。

● 生涯学習は地域活性化のために必要なことであるが、もう少し積極的な活動をしてもらえたらと思う。夏休み子ども教室やおもしろ科学教室は大変良い成果が出ていると思う。

● 文化会館では、文化的・教育的に価値のある多彩な催し・事業が展開されている。集客力アップへの工夫を地道に続けてほしい。会館を利用する人たちにアンケートをとるなどして、会館の有効利用を望む。

● 人権教育については、学校との連携を強化し、町民こぞって人

権について思いを致す時をもつ工夫があってもよいのではないかと。立派な冊子「甘楽町の文化財」ができた。今後広く活用されることを期待する。

● 楽山園は特色ある利活用が成され、町のシンボルとして定着してきた。春、夏、秋のメイン行事のさらなる工夫・継続に加え、冬期にも何かイベントを創設できたらいいと思う。

● 社会体育では、町体育協会や関係団体と連携が良く取れており、各種大会の運営管理ができていくと思う。指導者の養成が今後とも必要だと感じる。

● 青少年健全育成活動は、主にPTAとの連携が必要だと思うので、強化して行ってほしい。
● 放課後子ども教室は親からも好評であり、これからも期待する。

評価委員 (敬称略)

- ・ 田村峰嗣(秋畑)
- ・ 高橋利子(小幡)
- ・ 丸澤弘子(善慶寺)

青少年推



「大丈夫」 やさしさ感じる その言葉 (新屋小5年 山田歩熙)
おかえりと その一言で ほつとする (甘楽中1年 大工原依史)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が平成29年度に募集した「家庭の日」標語の優秀賞作品です。(学年は29年度・敬称略)

毎月 第1日 曜日 家庭の日